## 特定医療費(指定難病等)受給者証記載事項変更届

	香川県	県知事 殿 私は、特定医療費		申請書及て	が特定医療	費受給者証	に記載され	た事項の変			月	日	
		下記のとおり届けた 届出者(受診者) B											
必		(受診者が18歳未満の場 保護者氏名)	場合は					_					
す記	受	給 者 番 号				生年月日	□大 □昭		年	月		日	
<b>~</b> し		フリガナ				73 F			連絡可能力	電話都	<b>备号</b>		
てく		氏 名						(	)	_			
必ず配入してください。	受診者	住 所	₸□□										
い		フリガナ					受診者との続柄	前 日中	中連絡可能力	電話看	<b>番号</b>		
	保護者	氏 名						(	)	_			
	受診者が 18歳未	住 所	₹									-	
	満の場合に記入	受診者と異なる 場合に記入	•										
		変更があった事	頃につい	て、変更	後の内容	を記入し	て下さい。	※太線外	は記入不	要			
受診		フリガナ 氏 名						登録者証 氏名	E(紙)の i変更		希望する	5	
者		住 所	<b>T</b>										
		フリガナ										_	
保	氏 名						受診者	との続柄					
保護者	干			=									
		住 所											
	自己	負担上限額	□保険	の変更	□世帯員	の変更	□課税額の	変更 □	生活保護に	2変更			
医療	保険者名称						被保険者 氏名						
保険	保険	記号・番号・枝番	記号			番号				枝番			
1	受診者と同じて医療	氏 名	<b>4</b>	受診者 との続柄		· 小児慢性/ 無( 受診者	特定疾病受給 番号 )		     民税額	白コタ	担上限	FE .	
1					口無 口指	▽難病(国・鳫	.)□小児慢性	□非(80万	□超□以内)	□A	(1 <u>年工</u> 政) (1)		
niX.		<u>受診者</u>		本人	( )		□均 □所(	)円					
ず記	で療				□無 □指定難病(国·県)□小児慢性 ( )		。 □小児慢性	□非(80万 □均	□超□以内)		2, 500		
入	療 除						)	□所(	)円	□B2	5, 000	4	
して	険が				□無 □指領	定難病(国・県	、)□小児慢性 )	□非(80万 □均	□超□以内)	□ C1	10,000	円	
くだ	加更				`		<u> </u>	□所( □非(80万	<u>)円</u> □超□以内)	□С2	20,000	円	
さい	し場				□無 □指第   (	ዸ難病(国・県	k)□小児慢性 )	口均口所(	)円	$\Box$ D	30,000	円	
۰.	て合い			□無 □指定難病(国・県)□小児慢性				□非(80万					
	、 る 方 を			( )			□均 □所(	)円	(	□人□			
•	を			□無 □指定難病(国·県)□小児慢性 (			□非(80万 □均	□超□以内)	按分 □なし □あり				
								口所(	)円	(	)	Щ	
					10		七米地里の		右		3)		
T IE	at 田 HW T	適用区分		有効期間		A	有効期間②	Ħ		効期間( <sub>目</sub>		$\dashv$	
【県	使用欄】	適用区分		有効期間       年     月       年     月	E E	年	三 月	日日	年年	<u> </u>	日 日		

## ①変更届 ②難病受給者証(原本) ③添付書類(下表参照)

変更箇所	添付書類
受診者の氏名・住所	氏名・住所の変更が確認できる書類
保護者の氏名・住所	(例) 住民票、戸籍抄本、運転免許証の表裏コピー等 ※保険が国保、国保組合又は後期高齢の場合は住民票(世帯全員分)の提出が必要です。
受診者の県外転出	転出先の都道府県での手続き終了後に、 香川県に「①変更届」「②難病受給者証(原本)」を提出してください。
受診者・保護者の個人番号	①個人番号調書 ②番号確認書類(例)マイナンバーカードの表裏コピー等
医療保険等に関する事項	1 保険配号・番号のみ変更の場合 ①受診者の保険証のコピー ②同意書(国指定難病のみ) 2 国民健康保険、国民健康保険組合又は後期高齢者医療制度に変更となる場合 「受診者」及び「受診者と同じ国保、国保組合又は後期高齢に加入している方 全員」の①②の提出が必要 ①保険証のコピー ②市町村民税所得課税証明書 等 ※取得する年度…下記(注1)参照 ・義務教育を終了していない世帯員は、省略することができます。 ・世帯全員が非課税で、受診者又は保護者に次の収入がある場合は、金額を証明する書類が必要です。 《障害年金、遺族年金、特別児童扶養手当、障害手当、福祉手当、障害補償≫ ③同意書(国指定難病のみ) 3 被用者保険(健康保険組合、全国健康保険協会等)に変更となる場合 ①「受診者」及び「被保険者」の保険証のコピー ※受診者の保険証に、被保険者の名前の記載があれば、被保険者の保険証のコピー は省略できます。 ②「被保険者」の市町村民税所得課税証明書 等 ※取得する年度…下記(注1)参照 ※被保険者が「非課税一課税額の円」の場合は(1)(2)を必ずご確認ください。 (1)被保険者と受診者両方の所得課税証明書が必要です。 (2)受診者又は保護者に次の収入がある場合は、金額を証明する書類が必要です。 (2)受診者又は保護者に次の収入がある場合は、金額を証明する書類が必要です。 《障害年金、遺族年金、特別児童扶養手当、障害手当、福祉手当、障害補償≫ ③同意書(国指定難病のみ) 4 自己負担上限額が変更となる場合 ①医療保険の変更に伴って変更 医療保険の変更に伴って変更 医療保険の変更に伴って変更 医療保険が同じ世帯員を確認できる住民票、 保険証のコピー、所得課税証明書 等 ③世帯員の医療保険等の変更に伴って変更 医療保険が同じ世帯員を確認できる住民票、 保険証のコピー、所得課税証明書 等
	該当世帯員の所得課税証明書 等 ④生活保護への変更の場合
	生活保護受給世帯又は中国残留邦人を証明する書類
【注意事項】	

- 【注意事項】 (注1)所得課税証明書の年度は、提出時期や変更時期・内容によって異なります。
  - ○提出時期
  - 4月1日~6月1日 ⇒「前年度」の証明書 6月2日~3月31日 ⇒「当年度」の証明書
  - ○変更時期・内容
  - 下記(1)及び(2)を満たす。⇒「前年度と当年度両方」の証明書 (1)6月又は7月に保険変更 (2)・被用者保険に変更かつ被保険者が非課税

  - - ・国民健康保険組合に変更
- (注2)変更に伴い世帯員の追加がある場合は、上記必要書類とあわせて、追加された世帯員の「個人番号調書」 及び「番号確認書類(マイナンバーカードの表裏コピー等)」の提出が必要です。
- (注3)添付書類は、認定申請時等に提出済みであれば省略できます。